

## 令和8年度 旭川市立明星中学校 部活動に係る方針

### 1 策定の趣旨等

本校は学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、「旭川市立明星中学校の部活動に係る方針」を策定した。

部活動を実施する場合には、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮していくこととする。

また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしていく。

### 2 適切な運営のための体制整備

#### (1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

##### 【運動部】

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①野球部         | ②サッカー部         |
| ③卓球部（男子）     | ④バスケットボール部（男子） |
| ⑤バレーボール部（女子） | ⑥ソフトテニス部（女子）   |
| ⑦バドミントン部     |                |

##### 【文化部】

- |       |        |
|-------|--------|
| ⑧吹奏楽部 | ⑨パソコン部 |
|-------|--------|

#### (2) 部活動に係る相談・要望の窓口

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を教頭を窓口（Tel. 26-0468）として設置する。

#### (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

#### (4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議）を定期的に設ける。

### 3 適切な指導・安全安心の確保

#### (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

市教委及び校長は、以下の点を踏まえ、顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれ

た環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。

また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ることとする。その際、特に顧問の教員等任せにせず、学校組織全体等で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応することとし、事実確認等に当たっては、加害生徒、被害生徒、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、市教委は、事案に応じて、厳正に教員等の処分等を実施する。

- 部活動においては、顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針を考えるようにする。
- 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を養うことや、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意するとともに、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得るようにする。
- 指導者による暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、いかなる場合も許されないことや、盗撮をはじめ性暴力は、生徒に生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることを認識し、絶対に行わないようにする。
- 今後、国において作成する指導の手引き等が公表された場合は、その内容を踏まえた対応を行う（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に同ガイドラインにおいて示されている「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教員等のもとより、保護者・生徒等にも十分な理解を得るようにする。
- 指導者は、生徒同士等の暴力やいじめ等の不適切行為を防止する役割が求められていることから、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどに留意する。
- 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪の加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあることや、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることに留意する。
- 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しのよい組織作りなどに留意する。

## (2)合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

## 4 適切な休養日の設定

### (1) 休養日の設定

#### ア 学期中

- ・学期中の休養日については、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。なお、11月からの冬季期間については、平日は少なくとも2日の休養日を設ける。
- ・休養日については、朝練習や自主練習も中止とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

#### イ 長期休業中及び連休

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・土日を挟まない祝祭日の扱いは、その週の土日・祝祭日のいずれか1日を含む週2日の部活動休養日を設ける。

※ゴールデンウィークなど土日を挟む連休（3連休以上）では、連休総数の4割以上の部活動休養日を設ける。

上記の内容は、申し合わせ事項として取り扱うこととする。

#### ウ 定期試験等への対応

- ・定期テストの少なくとも3日前から部活動休養日とする。また、朝練習も中止とする。
- ・学力テストの少なくとも1日前からは部活動休養日とする。また、朝練習も中止とする。
- ・テスト期間前の部活動の中止は、土日を含む週2日の部活動休養日とすることができる。

#### エ その他

- ・長期休業中に、まとめて代替の休養日を設定してもよいこととする。
- ・長期休業期間中の学校閉庁日は部活動休養日とする。

### (2) 活動時間の設定

#### 【1日の活動時間】

- ア 平日は、長くとも2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。
- イ 大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

## 5 指導上の配慮事項

- (1) 生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- (2) 生徒がバーンアウトすることなく、記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 活動場所の暑さ指数が「31」を超えた場合は、原則として活動を中止する。
- (4) 「部活動は楽しいこと」を実感させながら運営するとともに、顧問や部員相互の人としてのふれあいを通して、豊かな情操を育むことを基盤に置いて取り組むものとする。